

選挙公営事業者配布チラシ

飛驒市選挙管理委員会

目

録

- ・ハイヤー事業者の皆様へ
- ・選挙運動用自動車の貸主の皆様へ
- ・燃料供給事業者の皆様へ
- ・選挙運動用自動車の運転手の皆様へ
- ・ポスター作成事業者の皆様へ
- ・ビラ作成事業者の皆様へ

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

選挙運動用自動車のハイヤー代（自動車、燃料、運転手込みの運送）が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、飛騨市選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日（2月11日から）選挙の期日の前日（2月17日まで）に限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり64,500円です。

○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、車種、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで1ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書（様式第7号その1）
- ・請求内訳書（様式第7号別紙その1の1）

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の運送料、貸出料
- ・自動車に施す塗装や看板・拡声機の取り付け費用、看板作成費用
- ・選挙運動期間外の運送料、貸出料

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

選挙運動用自動車の貸出料が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、飛驒市選挙管理委員会の交付する「表示」を取り付ける必要があります。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日（2月11日から）選挙の期日の前日（2月17日まで）に限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり16,100円です。

○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、車種、期間、契約金額などかを明らかにする必要があります。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで1ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書（様式第7号その1）
- ・請求内訳書（様式第7号別紙その1の2）

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の貸出料
- ・自動車に施す塗装や看板・拡声機の取り付け費用、看板作成費用
- ・選挙運動期間外の貸出料

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

選挙運動用自動車の燃料代が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、飛驒市選挙管理委員会の交付する「表示」が取り付けられています。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日（2月11日から）選挙の期日の前日（2月17日まで）に限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

○公費負担の限度

公費負担の限度額は、候補者が飛驒市選挙管理委員会の「確認」を受けた額です。候補者から提出される「自動車燃料代確認書」でご確認ください。

なお、この「確認金額」は、7,700円×選挙運動期間（通常7日間）の範囲内です。

○候補者との契約・燃料の供給

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、燃料の種類、期間、1ℓあたりの単価などを明らかにする必要があります。また、給油のつど、伝票（日付、自動車登録番号（又は車両番号）、燃料の供給量、金額が記載されたもの）を候補者へお渡しください。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで1ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号その1）・・・候補者から受け取ってください。
- ・選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）（様式第4号その2）・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書（様式第7号その1）
- ・請求内訳書（様式第7号別紙その1の3）
- ・給油伝票の写し

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代
- ・選挙運動期間外に供給した燃料代
- ・自動車の整備費、洗車代
- ・選挙事務所暖房用の灯油など

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

選挙運動用自動車の運転に対する報酬が対象です。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られ、飛驒市選挙管理委員会の交付する「表示」が取り付けられています。

また、期間は選挙運動の期間（立候補の届出日（2月11日から）選挙の期日の前日（2月17日まで）に限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり12,500円です。

○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、期間、契約金額などを明らかにする必要があります。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで1ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第4号その3）・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書（様式第7号その1）
- ・請求内訳書（様式第7号別紙その1の4）

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない報酬を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車を運転した報酬
- ・選挙運動期間外の日や、自分が運転を行っていない日の報酬
- ・運転以外の労務に対する報酬

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

飛驒市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用が対象です。

○公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

「確認枚数」は、候補者から提出される「ポスター作成枚数確認書」でご確認ください。

「作成単価」の限度額については、候補者にお配りした「選挙公営（公費負担）の手引き」でご確認ください。

○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、作成枚数、単価などを明らかにする必要があります。

なお、契約締結に際しては、写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費などがわかる「作成費用明細書」を候補者にお渡しください。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後 15 日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで 1 ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・請求書（様式第 7 号その 3）
- ・請求内訳書（様式第 7 号その 3 別紙）※納品書や売り上げ伝票の写しも添付（候補者に発行したもの）
- ・ポスター作成証明書（様式第 6 号）（候補者からお受け取り下さい）
- ・ポスター作成枚数確認書（様式第 3 号その 3）（候補者からお受け取り下さい）

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない印刷物の作成費用を含んでいませんか？

- ・個人演説会の会場内に掲示するためのポスター
- ・政党や後援会のポスター
- ・ポスター以外の印刷物（葉書、パンフレット、名刺、封筒など）

契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛驒市古川町本町 2 番 22 号 飛驒市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）

選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

○公費負担の対象

飛驒市選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラの作成費用が対象です。

○公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

「確認枚数」は、候補者から提出される「ビラ作成枚数確認書」でご確認ください。

「作成単価」の限度額は7円73銭です。

○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、作成枚数、単価などを明らかにする必要があります。

なお、契約締結に際しては、写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費などがわかる「作成費用明細書」を候補者にお渡しください。

○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後15日以内に市（総務課）へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。（振込まで1ヶ月程度）

市への請求時に提出する書類

- ・請求書（様式第7号その2）
- ・請求内訳書（様式第7号その2別紙）※納品書や売り上げ伝票の写しも添付（候補者に発行したもの）
- ・ビラ作成証明書（様式第5号）（候補者からお受け取り下さい）
- ・ビラ作成枚数確認書（様式第3号その2）（候補者からお受け取り下さい）
- ・ビラの見本・・・1種類につき1枚

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

ご確認ください。

公費負担の対象にならない印刷物の作成費用を含んでいませんか？

- ・政党や後援会のビラ
- ・ビラ以外の印刷物（葉書、パンフレット、名刺、封筒など）

契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

ご不明な点は以下までお問い合わせください

問：飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市選挙管理委員会 TEL0577-73-7461（直通）